

# 重要事項説明書

## (訪問介護サービス)

あなたに対する訪問介護サービスの提供開始にあたり、厚生省令第37号第8条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

### 1 事業者概要

事業者名称	あわホームホスピス研究会
主たる事務所の所在地	小松島市中田町字千代ヶ原23番地4
法人種別	特定非営利活動法人
代表者名	理事長 五反田千代
電話番号	080-6283-1152

介護保険法令に基づき 徳島県知事等から指定を受 けている事業所名称（指定番号）	各事業所につき介護保険法令に基づき徳島県知事 から指定を受けている居宅介護サービスの種類
訪問介護ステーション 暖 (3670105208)	訪問介護

### 2 ご利用事業所

ご利用事業所の名称	訪問介護ステーション暖
指定番号	3670105208
所在地	徳島県徳島市勝占町中須 92-1 大松ジョリカ B101
電話番号	080-6390-3647
管理者	岡 明美
通常の事業の実施地域	小松島市、徳島市(国府町、鮎喰町、北・南矢三町、北・中・南島田町、応神町、上八万町、入田町、吉野本町、寺島本町の各町全域を除く)

### 3 事業の目的と運営方針

事業の目的	介護保険法に基づき、指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な訪問介護等を提供すること
運営の方針	訪問介護ステーション暖において、ご利用者様のその能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう入浴排泄、食事の介護など生活全般にわたる援助を行う

#### 4 ご利用事業所の職員体制

ご利用事業所の従業者の職種	員数	勤務の態勢
介護福祉士および実務者研修相当者	4人以上	常勤2名以上、非常勤1名以上 昼勤(午前9時～午後6時)3名以上

#### 5 営業時間

営業日	月～土(12月29日～1月3日を除く)
営業時間	9時～18時

#### 6 サービスの概要

訪問介護サービスの種類	内容・標準的な手順		時間	単位
身体介護	食事介助	食事の介助を行います	20分まで	163
月回	排泄介助	排泄の介助、オムツ交換を行います	30分まで	244
	入浴介助	衣類着脱、入浴の介助や清拭(体を拭く)	60分まで	387
	清拭	洗髪等を行います	90分まで	579
	その他	褥瘡(床ずれ)防止等のための体位変換や洗顔や歯磨き等の日常生活のために必要な身体介助を行います	時間帯により加算あり(25%～50%)	
生活援助	調理	利用者の食事の用意をします	20分～45分	・179
月回	洗濯	利用者の衣類等の洗濯を行います	45分以上	・220
	清掃	利用者の居室の清掃や整理整頓を行います	・回数により異なる 時間帯により加算あり(25%～50%)	
	その他	利用者の日常生活に必要な物品の買い物を行います。 預貯金の引き出し、預け入れは行いません		
特定事業所加算 II	サービス利用費の自己負担額に		10%を乗じた額	
処遇改善加算 I	サービス利用費の自己負担額に		24.5%を乗じた額	

#### 7 交通費実費

居宅が、当該事業所の通常の事業実施地域以外にある時は、交通費の実費をいただきます  
 計算式→実施地域を超えた地点から利用者様宅までの往復移動距離×60円/km×訪問回数

#### 8 サービス料金と利用者負担額

介護給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金(厚生労働大臣定める基準により算出した額)のうち9割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費等の給付を市町村から直接受け取る(代理受領する)場合、利用者負担分としてサービス利用料金全体の(1割～3割)の額を事業者にお支払いいただきます。(定率負担また

は利用者負担額)とい います。

- ① サービス利用料金は、事業者が別紙に定めた内容について利用者及び家族に説明します。
- ② サービス提供時間数は、実際に提供に要した時間ではなく、訪問介護計画書等に位置づいた時間数によるものとします。なお、計画時間数と実際にサービス提供に要した時間が大幅に異なる場合は、訪問介護計画書等の見直しを行います。
- ③ やむを得ない事情で、かつ利用者の同意のもと、従業員 2 人で訪問した場合は 2 人分となり、利用者負担額も2倍になります。
- ④ 介護給付費等について事業者が代理受領を行わない(利用者が償還払いを希望する)場合は、介護給付費等の全額を一旦お支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に介護給付費等の支給(利用者負担額を除く)を申請してください。
- ⑤ 利用者の体調不良等の理由で居宅介護計画に予定されていたサービスが実施できない場合、利用者の同意を得て内容と時間により利用料金を請求いたします。
- ⑥ 利用予定日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、利用者の体調不良等やむをえない場合は取消料はいただきません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	100%

## 9 秘密保持と個人情報の保護について

事業者は利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が定めた「福祉事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

### (1)利用者及びその家族に関する秘密の保持について

- ① 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業員」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当なく、第三者に漏らしません。
- ② また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- ③ 事業者は、従業員に業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業員との雇用契約締結時に従業員からの誓約事項とします。

## 10 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護、虐待の防止等のために、下記の対策を講じます。

- ① 成年後見制度の支援をします。
- ② 苦情解決対策を整備しています。
- ③ 従業員に対する虐待の防止を啓発、普及するための研修を実施します。

## 11 身体拘束廃止

事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる処置を講ずる。

- ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催し、従業者に周知徹底を図る。

- ② 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- ③ 従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

## 12 緊急時・事故発生時の対応方法

サービス提供中に、利用者の様態に急変が生じた場合、その他必要な場合は速やかに主治医、利用者の家族、利用者が予め指定する連絡先にも連絡を取る等の措置を講じるとともに、管理者に報告し、必要な対策を講じます。

また、事故が発生した場合は、下記連絡先以外に都道府県及び市町村に連絡も行い必要な措置を講じます。

※災害時には訪問できない場合もありますのでご了承をお願いします。

主治医	氏名	
	医療機関名	
	所在地	
	電話番号	

緊急連絡先	氏名	
	住所	
	電話番号 1	
	電話番号 2	

サービスの内容及び個人情報の取り扱いについて、苦情、相談がある場合は、下記窓口にご相談ください。

特定非営利活動法人 あわホームホスピス研究会 事業運営法人窓口	ご利用時間 平日 午後4時～6時 ご利用方法 電話 080-6283-1152 場所 徳島県小松島市中田町千代ヶ原 23 番地 五反田 千代
徳島県長寿いきがい課	ご利用時間 平日 午前9時～午後5時 ご利用方法 電話 088-621-2192 FAX 088-621-2840
徳島市高齢介護課 給付係	ご利用時間 平日 午前9時～午後5時 電話 088-621-5586
小松島市介護福祉課	ご利用時間 平日 午前9時～午後5時 電話 0885-32-3507
徳島県国民健康保険団体  苦情専用ダイヤル	所在地 徳島市川内町平石若松78-1 ご利用時間 平日 午前9時～午後17時 ご利用方法 電話 088-665-7205 FAX 088-666-0117

上記の契約書、重要事項説明書を証するため、本書 2 通を作成し、利用者と事業者が署名捺印の上 1 通ずつ保有するものとする。

年 月 日

事業者名 特定非営利活動法人  
あわホームホスピス研究会  
所在地 徳島県小松島市中田町千代ヶ原 23 番地

代表者名 理事長 五反田 千代 印

事業所 訪問介護ステーション 暖  
所在地 徳島市勝占町中須 92-1 大松ジヨリカ B101

説明者 印

利用者

住所

氏名

印

代理人(立会人)

住所

氏名

印

# 重要事項説明書

## (介護予防・日常生活支援総合事業)

あなたに対する訪問介護サービスの提供開始にあたり、厚生省令第37号第8条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

### 1 事業者概要

事業者名称	あわホームホスピス研究会
主たる事務所の所在地	小松島市中田町字千代ヶ原23番地4
法人種別	特定非営利活動法人
代表者名	理事長 五反田千代
電話番号	080-6283-1152

介護保険法令に基づき 徳島県知事等から指定を受けている事業所名称（指定番号）	各事業所につき介護保険法令に基づき徳島県知事から指定を受けている居宅介護サービスの種類
訪問介護ステーション 暖 (3670105208)	訪問介護

### 2 ご利用事業所

ご利用事業所の名称	訪問介護ステーション暖
指定番号	3670105208
所在地	徳島県徳島市勝占町中須92-1大松ジョリカB101
電話番号	080-6390-3647
通常の事業の実施地域	小松島市、徳島市（国府町、鮎喰町、北・南矢三町、北・中・南島田町、応神町、上八万町、入田町、吉野本町、寺島本町の各町全域を除く）

### 3 事業の目的と運営方針

事業の目的	介護保険法に基づき、指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な訪問介護等を提供すること
運営の方針	訪問介護ステーション暖において、ご利用者様のその能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう入浴排泄、食事の介護など生活全般にわたる援助を行う

### 4 事業所の職員体制

事業所の従業者の職種	員数	勤務の体制
介護福祉士および 実務者研修相当者	2名以上	常勤2名以上、非常勤1名以上 昼勤（午前9時～午後6時）3名

## 5 営業時間

営業日	月～土（12月29日～1月3日を除く）
営業時間	9時～18時

## 6 サービスの概要

### □訪問型サービスA（基準緩和サービス）

サービス内容	算定項目	算定単価
訪問型サービス緩和型 （1割負担）	要支援1・2、事業対象者	1回につき 258
訪問型サービス緩和型 （2割負担）	要支援1・2、事業対象者	1回につき 258
訪問型サービス緩和型 （3割負担）	要支援1・2、事業対象者	1回につき 258

## 7 交通費実費

居宅が、当該事業所の通常の事業実施地域以外にある時は、交通費の実費をいただきます  
 計算式→事業所から利用者様宅までの往復距離×60円/km×訪問回数

## 8 サービス料金と利用者負担額

介護給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣定める基準により算出した額）のうち9割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費等の給付を市町村から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分としてサービス利用料金全体の（1割～3割）の額を事業者にお支払いいただきます。（定率負担または利用者負担額）とい

- ①サービス利用料金は、事業者が別紙に定めた内容について利用者及び家族に説明します。
- ②サービス提供時間数は、実際に提供に要した時間ではなく、訪問介護計画書等に位置づいた時間数によるものとします。なお、計画時間数と実際にサービス提供に要した時間が大幅に異なる場合は、訪問介護計画書等の見直しを行います。
- ③やむを得ない事情で、かつ利用者の同意のもと、従業員2人で訪問した場合は2人分となり、利用者負担額も2倍になります。
- ④介護給付費等について事業者が代理受領を行わない（利用者が償還払いを希望する）場合は、介護給付費等の全額を一旦お支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に介護給付費等の支給（利用者負担額を除く）を申請してください。
- ⑤利用者の体調不良等の理由で居宅介護計画に予定されていたサービスが実施できない場合、利

利用者の同意を得て内容と時間により利用料金を請求いたします。

- ⑥利用予定日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、利用者の体調不良等やむをえない場合は取消料はいただきません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	100%

## 9 秘密保持と個人情報の保護について

事業者は利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が定めた「福祉事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

### (1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

- ①事業者及び事業者の使用する者（以下「従業員」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当なく、第三者に漏らしません。
- ②また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- ③事業者は、従業員に業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業員との雇用契約締結時に従業員からの誓約事項とします。

## 10 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護、虐待の防止等のために、下記の対策を講じます。

- ①成年後見制度の支援をします。
- ②苦情解決対策を整備しています。
- ③従業員に対する虐待の防止を啓発、普及するための研修を実施します。

## 11 緊急時・事故発生時の対応方法

サービス提供中に、利用者の様態に急変が生じた場合、その他必要な場合は速やかに主治医、利用者の家族、利用者が予め指定する連絡先にも連絡を取る等の措置を講じるとともに、管理者に報告し、必要な対策を講じます。

また、事故が発生した場合は、下記連絡先以外に都道府県及び市町村に連絡も行い必要な措置を講じます。

※災害時には訪問できない場合がありますのでご了承をお願い致します。

主治医	氏名	
	医療機関名	
	所在地	
	電話番号	



緊急連絡先	氏名	
	住所	
	電話番号 1	
	電話番号 2	

## 12 苦情申立窓口

サービスの内容及び個人情報の取り扱いについて、苦情、相談がある場合は、下記窓口にご相談ください。

特定非営利活動法人 あわホームホスピス研究会 事業運営法人窓口	ご利用時間 平日 午後4時～6時 ご利用方法 電話 080-6283-1152 場所 徳島県小松島市中田町千代ヶ原 23 番地 4 五反田 千代
徳島県長寿いきがい課  徳島市高齢介護課 給付係  小松島市介護福祉課	ご利用時間 平日 午前9時～午後5時 ご利用方法 電話 088-621-2192 FAX 088-621-2840 ご利用時間 平日 午前9時～午後5時 電話 088-621-5586 FAX 088-624-0941 ご利用時間 平日 午前9時～午後5時 電話 0885-32-3507
徳島県国民健康保険団体  苦情専用ダイヤル	所在地 徳島市川内町平石若松78-1 ご利用時間 平日 午前9時～午後17時 ご利用方法 電話 088-665-7205 FAX 088-666-0117

上記の契約書、重要事項説明書を証するため、本書2通を作成し、利用者と事業者が署名捺印の上1通ずつ保有するものとする。

2023年 月 日

事業者名 特定非営利活動法人

あわホームホスピス研究会

所在地 徳島県小松島市中田町千代ヶ原 23 番地

代表者名 理事長 五反田 千代 印

事業所 訪問介護ステーション 暖

所在地 徳島市論田町本浦下 115-3 シルキーウェイ 105

説明者 岡 明美

利用者

住所

氏名 印

代理人（立会人）

住所

氏名 印

# 重要事項説明書

## (介護予防・日常生活支援総合事業)

あなたに対する訪問介護サービスの提供開始にあたり、厚生省令第37号第8条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

### 1 事業者概要

事業者名称	あわホームホスピス研究会
主たる事務所の所在地	小松島市中田町字千代ヶ原23番地4
法人種別	特定非営利活動法人
代表者名	理事長 五反田千代
電話番号	080-6283-1152

介護保険法令に基づき徳島県知事等から指定を受けている事業所名称 (指定番号)	各事業所につき介護保険法令に基づき徳島県知事から指定を受けている居宅介護サービスの種類
訪問介護ステーション 暖 (3670105208)	訪問介護

### 2 ご利用事業所

ご利用事業所の名称	訪問介護ステーション暖
指定番号	3670105208
所在地	徳島県徳島市勝占町中須92-1 大松ジョリカ B101
電話番号	080-6390-3647
通常の事業の実施地域	小松島市、徳島市（国府町、鮎喰町、北・南矢三町、北・中・南島田町、応神町、上八万町、入田町、吉野本町、寺島本町の各町全域を除く）

### 3 事業の目的と運営方針

事業の目的	介護保険法に基づき、指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な訪問介護等を提供すること
運営の方針	訪問介護ステーション暖において、ご利用者様のその能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう入浴、排泄、食事の介護など生活全般にわたる援助を行う

#### 4 事業所の職員体制

事業所の従業者の職種	員数	勤務の体制
介護福祉士および 実務者研修相当者	2名以上	常勤2名以上、非常勤1名以上 昼勤（午前9時～午後6時）3名

#### 5 営業時間

営業日	月～土（12月29日～1月3日を除く）
営業時間	9時～18時

#### 6 サービスの概要

サービス内容		一月あたりの回数	単位数
週に1回程度	要支援1・2	一月の実績が4回を超えるとき	1.176単位
週に2回程度	要支援1・2	一月の実績が8回を超えるとき	2.349単位
週に回を超える程度	要支援1・2	一月の実績が12回を超えるとき	3.727単位
回数の場合	要支援1・2	1回の負担額	287単位
特定事業所加算 II	サービス利用費の自己負担額に		10%を乗じた額
処遇改善加算 I	サービス利用費の自己負担額に		24.5%を乗じた額

#### 7 交通費実費

居宅が、当該事業所の通常の事業実施地域以外にある時は、交通費の実費をいただきます 計算式→事業所から利用者様宅までの往復距離×60円/km×訪問回数
---

#### 8 サービス料金と利用者負担額

介護給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣定める基準により算出した額）のうち9割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費等の給付を市町村から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分としてサービス利用料金全体の（1割～3割）の額を事業者にお支払いいただきます。（定率負担または利用者負担額）とい

います。

- ①サービス利用料金は、事業者が別紙に定めた内容について利用者及び家族に説明します。
- ②サービス提供時間数は、実際に提供に要した時間ではなく、訪問介護計画書等に位置づいた時間数によるものとします。なお、計画時間数と実際にサービス提供に要した時間が大幅に異なる場合は、訪問介護計画書等の見直しを行います。
- ③やむを得ない事情で、かつ利用者の同意のもと、従業員2人で訪問した場合は2人分となり、利用者負担額も2倍になります。
- ④介護給付費等について事業者が代理受領を行わない（利用者が償還払いを希望する）場合は、介護給付費等の全額を一旦お支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に介護給付費等の支給（利用者負担額を除く）を申請してください。
- ⑤利用者の体調不良等の理由で居宅介護計画に予定されていたサービスが実施できない場合、利用者の同意を得て内容と時間により利用料金を請求いたします。

- ⑥利用予定日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、利用者の体調不良等やむをえない場合は取消料はいただきません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	利用者全額負担（100%）

## 9 秘密保持と個人情報の保護について

事業者は利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が定めた「福祉事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

### (1)利用者及びその家族に関する秘密の保持について

- ①事業者及び事業者の使用する者（以下「従業員」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当なく、第三者に漏らしません。
- ②また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- ③事業者は、従業員に業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業員との雇用契約締結時に従業員からの誓約事項とします。

## 10 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護、虐待の防止等のために、下記の対策を講じます。

- ①成年後見制度の支援をします。
- ②苦情解決対策を整備しています。
- ③従業員に対する虐待の防止を啓発、普及するための研修を実施します。

## 11 緊急時・事故発生時の対応方法

サービス提供中に、利用者の様態に急変が生じた場合、その他必要な場合は速やかに主治医、利用者の家族、利用者が予め指定する連絡先にも連絡を取る等の措置を講じるとともに、管理者に報告し、必要な対策を講じます。

また、事故が発生した場合は、下記連絡先以外に都道府県及び市町村に連絡も行い必要な措置を講じます。

※災害時には訪問できない場合がありますのでご了承をお願い致します。

主治医	氏名	
	医療機関名	
	所在地	
	電話番号	

緊急連絡先	氏名	
	住所	
	電話番号	

## 12 苦情申立窓口

サービス内容及び個人情報の取り扱いについて、苦情、相談がある場合は、下記窓口にご相談ください。

特定非営利活動法人 あわホームホスピス研究会 事業運営法人窓口	ご利用時間 平日 午後4時～6時 ご利用方法 電話 080-6283-1152 場所 徳島県小松島市中田町千代ヶ原 23 番地 4 五反田 千代
徳島県長寿いきがい課  徳島市高齢介護課 給付係  小松島市介護福祉課	ご利用時間 平日 午前9時～午後5時 ご利用方法 電話 088-621-2144 FAX 088-621-2840 ご利用時間 平日 午前9時～午後5時 電話 088-621-5586 ご利用時間 平日 午前9時～午後5時 電話 0885-32-3507
徳島県国民健康保険団体  苦情専用ダイヤル	所在地 徳島市川内町平石若松78-1 ご利用時間 平日 午前9時～午後17時 ご利用方法 電話 088-665-7205 FAX 088-666-0117

上記の契約書、重要事項説明書を証するため、本書2通を作成し、利用者と事業者が署名捺印の上1通ずつ保有するものとする。

2025年 月 日

事業者名 特定非営利活動法人  
あわホームホスピス研究会  
所在地 徳島県小松島市中田町千代ヶ原 23 番地  
代表者名 理事長 五反田 千代 印

事業所 訪問介護ステーション 暖

所在地 徳島市勝占町中須 92-1 大松ジョリカ B101

説明者

利用者

住所

氏名

印

代理人（立会人）

住所

氏名

印